会員之証貸与に関する規程

１．会員之証は、会員（従たる事務所を含む）に、無償貸与する。
２．会員之証の譲渡・転貸は禁止する。
３．老朽化したものと再使用可能な回収分との交換は、無償とする。
４．新品との交換は、3,000円を徴する。
５．紛失、破損による再交付は、3,000円を徴する。
６．天災、火災、事故等の不可抗力による破損に伴う再交付は、地方本部長の責任と判断において、上記いずれかの項目を適用する。
７．上記いずれの場合も、退会時には必ず、当該会員之証を返却する。
８．退会時に返却しない場合は、返還分担金のうちから、3,000円を徴求する。
９．使用料、再交付料等、すでに徴求した金員は、一切返戻しない。

附　則

１　この規程は、昭和51年12月８日制定
２　平成23年11月21日一部改正、公益社団法人全国宅地建物取引業保証協会の設立の登記の日から施行する。
３　平成27年３月24日一部改正、平成27年４月１日施行（名称、第１条、第２条、附則第１項）、平成27年６月１日施行（第４条、第５条、第８条）